

埼玉県報

号 外 第 4 号 平成25年2月28日 木 曜 日

目 次

条例

- 埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例のあらまし(消費生活課)
- 埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(消費生活課)
- 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例のあらまし(疾病対策課)
- 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(疾病対策課)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第一号)(消

費生活課)

| 趣旨

埼玉県消費者行政活性化基金の設置期間を延長するための改正

一 内容

基金の設置期間

(改正前) 平成二十五年三月三十一日まで

(改正後) 平成二十六年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第一号

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

のように改正する。 埼玉県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年埼玉県条例第一号)の一部を次

改める。 附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」 を「平成二十六年三月三十一日」に

削則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第二号)

(疾病対策課)

| 趣旨

限が平成二十五年度末に延長されたことに伴い、埼玉県自殺対策緊急強化基金の 地域自殺対策緊急強化交付金管理運営要領が改正され、緊急強化事業の実施期

設置期間を延長する。

一内容

基金の設置期間

(改正前) 平成二十五年三月三十一日まで

(改正後) 平成二十六年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例 (平成二十一年埼玉県条例第五十六号) の一部

を次のように改正する。

改める。 附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」 を「平成二十六年三月三十一日」に

判則

この条例は、公布の日から施行する。